

各種細則・内規

各種委員選出に関する細則

平成13年3月 5日 実行委員会制定
平成15年2月14日 実行委員会改正
平成20年2月22日 実行委員会改正
平成21年3月 5日 実行委員会改正
平成21年11月9日 実行委員会改正
平成23年2月14日 実行委員会改正
平成23年5月10日 総会改正
平成24年4月25日 実行委員会改正
平成26年3月11日 実行委員会改正
平成26年10月7日 実行委員会改正
平成27年2月12日 実行委員会改正

《規約第15条に関連して》

役員及び会計監査委員の選出は次の通り行う。

1. 役員及び会計監査委員の候補者は、役員及び会計監査委員候補者推薦委員会により指名される。
2. 役員及び会計監査委員の候補者は、総会において、承認を必要とする。

(細則) 一度、役員(会長・副会長・書記・会計)を経験した人は、その後の役員・委員選出を辞退できる(ただし、登校班班長は除く)。

《規約第16条に関連して》

推薦委員会は次の12名で構成し、原則として学年代表より委員長1名、副委員長1名、書記2名を選出する。
なお、任務は役員及び会計監査委員が、年度末総会において承認された時点で終了とする。

1. 1～5年の各学年の保護者より2名の、学年代表10名
2. 教職員より選出された2名

(細則) 正副委員長の選出に関しては、次にあてはまる人は辞退できる。

- ・1人の子どもについて、3回以上常任委員をした人
- ・役員・実行委員・校外指導実行委員・平成23年度以降推薦委員を経験した人
- ・第1子の1年生の保護者

《規約第18条に関連して》

推薦委員会は、役員及び会計監査委員の候補者を推薦し、総会の前に、あらかじめ全会員に印刷物をもって通知する。
ただし、全会員に通知する前に、被推薦者の同意を得なければならない。

(細則) 役員及び会計監査委員の候補者の氏名を1週間から10日前に全会員に公示しなければならない。

《規約第27条に関連して》

常任委員会の委員は、次のように選出する。

1. 学年学級委員会・広報委員会の各委員は各学級から選出する。
保健厚生委員会・成人教育委員会の各委員は5、6年生を除く各学級から選出する。
2. 常任委員は兼務できない。

(細則) 各委員会の8組からの選出には、配慮する。

- ・子ども1人につき、1回以上は委員をするのが望ましい。
- ・会計監査委員と推薦委員も委員経験となる。

《規約第28条に関連して》

1. 学年学級委員会・保健厚生委員会・成人教育委員会・広報委員会の正副委員長は、委員の互選により選出される。
2. 任期は1年とし、再任することができる。

(細則) ①学年学級委員会・保健厚生委員会・成人教育委員会・広報委員会の委員長は、各1名とする。

②学年学級委員会・保健厚生委員会・成人教育委員会・広報委員会の副委員長は、各1名とする。

③次にあてはまる人は辞退できる。

- ・1人の子どもについて、3回以上常任委員をした人
- ・役員・実行委員・校外指導実行委員・平成23年度以降推薦委員を経験した人
- ・第1子の1年生の保護者と6年生で選出の保護者

《規約第29条に関連して》

常任委員会の任務は次の通りとする。

1. 学年学級委員会は、教育活動に協力し、学級の親睦を深めるようにつとめる。
2. 保健厚生委員会は、学校の保健・給食並びに児童の健康に関する事項につとめる。
3. 成人教育委員会は、会員の教養向上に関する事項を計画・実施することにつとめる。
4. 広報委員会は、広報誌を発行し、情報の伝達・意見の交換につとめる。

(細則) ①6年生のクラス委員(学年学級委員・広報委員)も卒業関連の仕事はしない。

②サポーターに仕事をお願いすることができる。

③委員になっていない人(経験者も含む)は、1年間に1度はサポーターとして、PTA活動に参加するように努める。

④役員及び各委員は、会員及び児童の慶弔などに伴う任意の活動には関与しない。

《規約第31条に関連して》

1. 校外指導実行委員は各地区の班長より1～3名を選出し、任務は児童の校外生活の安全と指導につとめる。
2. 校外指導実行委員会の正副委員長は班長の互選により選出される。

- (細則) ① 1つの登校班の人数は、各地区・ブロックの中で近くに住む原則4世帯4名以上から11名以下を規定とする。
- ② 1地区の登校班の数は30を限度とする。1地区(寺山・台村・森の台・中山)の登校班の数が30を超えるときは、役員会へ報告・提議し、校外指導実行委員会で協議した上、ブロック(寺山A、寺山Bなど)の分割・統合を行う。
- ③ 正副委員長及び校外指導実行委員の選出に関しては、次にあてはまる人は辞退できる。
- ・ 1人の子どもについて、3回以上常任委員をした人
 - ・ 役員・実行委員・校外指導実行委員・平成23年度以降推薦委員を経験した人
 - ・ 第1子の1年生の保護者
 - ・ 1人の子どもについて、2回以上常任委員をした6年生の保護者
 - ・ 次年度役員最終候補者